

◎不誠実な行為を行った下記業者について、3ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社トヨタレンタリース大分
業者の住所：大分県大分市中春日町16番17号
- 指名停止措置期間：令和4年5月24日～令和4年8月23日
(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
- 事実概要
本件は、武雄河川事務所発注の「令和4年度武雄河川事務所外2箇所自動車7台賃貸借」の入札手続において、令和4年4月25日に開札をし、株式会社トヨタレンタリース大分が落札したが、令和4年4月28日に契約辞退届を提出したものである。
- 指名停止措置理由
当該業者たる株式会社トヨタレンタリース大分が落札者と決定されたにもかかわらず契約を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第15号（下記参照）に該当する。従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<措置要領別表第2>

措置要件	期間
15 (不正又は不誠実な行為) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331
総務部契約課長 小柳 康孝（内線 2511）
（契約課直通：Tel 092-476-3509）
港湾空港関係
総務部契約管理官 山村 裕未（内線 290）
（経理調達課直通：Tel 092-418-3345）